

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発第1031001号 平成18年10月31日	障発第1031001号 平成18年10月31日
【一部改正】障発第0402003号 平成19年4月2日	【一部改正】障発第0402003号 平成19年4月2日
【一部改正】障発0331021号 平成20年3月31日	【一部改正】障発0331021号 平成20年3月31日
【一部改正】障発0331041号 平成21年3月31日	【一部改正】障発0331041号 平成21年3月31日
【一部改正】障発1007第3号 平成21年10月7日	【一部改正】障発1007第3号 平成21年10月7日
【一部改正】障発0928第1号 平成23年9月28日	【一部改正】障発0928第1号 平成23年9月28日
【一部改正】障発0330第5号 平成24年3月30日	【一部改正】障発0330第5号 平成24年3月30日
【一部改正】障発0329第16号 平成25年3月29日	【一部改正】障発0329第16号 平成25年3月29日
【一部改正】障発0331第51号 平成26年3月31日	【一部改正】障発0331第51号 平成26年3月31日
【一部改正】障発1001第1号	【一部改正】障発1001第1号

改正後	現行
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
【一部改正】障発 0331 第 21 号	【一部改正】障発 0331 第 21 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
【一部改正】障発 0330 第 11 号	【一部改正】障発 0330 第 11 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
【一部改正】障発 0330 第 8 号	【一部改正】障発 0330 第 8 号
平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 3 月 30 日
【一部改正】障発 0330 第 4 号	【一部改正】障発 0330 第 4 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
【一部改正】障発 0327 第 30 号	【一部改正】障発 0327 第 30 号
平成 31 年 3 月 27 日	平成 31 年 3 月 27 日
【一部改正】障発 0330 第 3 号	【一部改正】障発 0330 第 3 号
令和 3 年 3 月 30 日	令和 3 年 3 月 30 日
【一部改正】障発 0331 第 6 号	【一部改正】障発 0331 第 6 号
令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 3 月 31 日
【一部改正】障発 0802 第 8 号	【一部改正】障発 0802 第 8 号
令和 4 年 8 月 2 日	令和 4 年 8 月 2 日
【一部改正】障発 0331 第 16 号	【最終改正】障発 0331 第 16 号
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 3 月 31 日
【最終改正】 <u>ニ支障第 97 号</u>	
障発 0329 第 33 号	
<u>令和 6 年 3 月 29 日</u>	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿

改正後	現行
<p data-bbox="589 268 1122 300">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="176 365 1122 493">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="176 655 1122 1070">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p data-bbox="176 1090 1122 1313">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。</p> <p data-bbox="203 1332 1122 1364"><u>また、新たな障害福祉サービスである就労選択支援に係る事項について</u></p>	<p data-bbox="1554 268 2087 300">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1144 365 2089 493">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1144 655 2089 1070">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日)から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p data-bbox="1144 1090 2089 1313">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="174 220 1126 400"><u>は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（令和7年10月を予定）からの開始であることに鑑み、追って通知いたします。</u></p> <p data-bbox="633 464 667 491">記</p> <p data-bbox="174 560 459 587">第一 届出手続の運用</p> <p data-bbox="210 608 405 635">1 届出の受理</p> <p data-bbox="230 655 510 683">(1) 届出書類の受取り</p> <p data-bbox="259 703 1126 1315">指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第215条第1項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p data-bbox="230 1331 405 1358">(2) 要件審査</p>	<p data-bbox="1603 464 1637 491">記</p> <p data-bbox="1149 560 1433 587">第一 届出手続の運用</p> <p data-bbox="1184 608 1379 635">1 届出の受理</p> <p data-bbox="1205 655 1485 683">(1) 届出書類の受取り</p> <p data-bbox="1234 703 2101 1315">指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第215条第1項に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p data-bbox="1205 1331 1379 1358">(2) 要件審査</p>

改正後	現 行
<p>届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する時間は除く)。</p> <p>(3) 届出の受理</p> <p>要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>(5) 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期</p> <p><u>生活介護</u>、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算等の届出は4月中に届出を行うことを認めること。</p> <p>なお、就労継続支援A型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和3年3月30日付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)を参照す</p>	<p>届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する時間は除く)。</p> <p>(3) 届出の受理</p> <p>要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>(5) 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期</p> <p>就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算等の届出は4月中に届出を行うことを認めること。</p> <p>なお、就労継続支援A型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和3年3月30日付け障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)を参照す</p>

改正後	現 行
<p>ること。</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。</p> <p>3 届出事項に係る事後調査の実施</p> <p>届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p> <p>4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い</p> <p>(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないこ</p>	<p>ること。</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サービス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。</p> <p>3 届出事項に係る事後調査の実施</p> <p>届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p> <p>4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い</p> <p>(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないこ</p>

改正後	現 行
<p>とが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p> <p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の⑭、(2)の⑧、(3)の⑨及び(4)の⑦における特定事業所加算並びに第四の1の(2)における機能強化型サービス利用支援費等については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6 利用者に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得金を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労</p>	<p>とが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p> <p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の⑮、(2)の⑧、(3)の⑨及び(4)の⑦並びに第四の5における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6 利用者に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得金を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労</p>

改正後	現行
<p>働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、<u>情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算</u>、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる<u>基本報酬</u>の単位数に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとし、<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>を算定する場合については、基本報酬及び各種加算を算定した<u>単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</u></p> <p>(例1) 居宅介護(居宅における身体介護 <u>1時間以上1時間30分未満</u>で <u>587 単位</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% $587 \times 0.70 = 410.9 \rightarrow 411 \text{ 単位}$ 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $411 \times 1.5 = 616.5 \rightarrow 617 \text{ 単位}$ $587 \times 0.70 \times 1.5 = 616.35$ として四捨五入するのではない。 	<p>働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、特定事業所加算、特別地域加算、<u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる単位数の<u>合計</u>に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例1) 居宅介護(居宅における身体介護 <u>30分以上1時間未満</u>で <u>402 単位</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% $402 \times 0.70 = 281.4 \rightarrow 281 \text{ 単位}$ 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $281 \times 1.5 = 421.5 \rightarrow 422 \text{ 単位}$ $402 \times 0.70 \times 1.5 = 422.1$ として四捨五入するのではない。

改正後	現行
<p>(例2) 居宅介護(居宅における身体介護 <u>1時間以上1時間30分未満</u>で <u>587単位</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算 <p><u>587</u>×6回=<u>3,522単位</u> <u>3,522</u>×0.15=<u>528.3</u>→<u>528単位</u></p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理</p> <p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例(例1)で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)</p> <p><u>617単位</u>×4回=<u>2,468単位</u> <u>2,468単位</u>×11.20/単位=<u>27,641.6</u>→<u>27,641円</u></p> <p>(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について</p> <p>介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援</p>	<p>(例2) 居宅介護(居宅における身体介護 <u>30分以上1時間未満</u>で <u>402単位</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> 月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算 <p><u>402</u>×6回=<u>2,412単位</u> <u>2,412</u>×0.15=<u>361.8</u>→<u>362単位</u></p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理</p> <p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例(例1)で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)</p> <p><u>422単位</u>×4回=<u>1,688単位</u> <u>1,688単位</u>×11.20/単位=<u>18,905.6</u>→<u>18,905円</u></p> <p>(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について</p> <p>介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援</p>

改正後	現 行
<p>助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。<u>なお、日中活動サービスを受けていない本人在宅時の時間帯において家事援助を行った場合には、</u>居宅介護の所定単位数を算定することができる。</p> <p>また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。</p> <p>(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について</p> <p>日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p>また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援(企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の</p>	<p>助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。<u>一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては</u>居宅介護の所定単位数を算定することができる。</p> <p>また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。</p> <p>(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について</p> <p>日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p>また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援(企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の</p>

改正後	現 行
<p>延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。)に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」という。)</p> <p>(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p> <p>③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。)を参照すること。</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前</p>	<p>延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。)に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支援」という。)</p> <p>(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p> <p>③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。)を参照すること。</p> <p>(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について</p> <p>① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前</p>

改正後	現 行
<p>年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般就労(就労継続支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の</p>	<p>年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p> <p>② 新設、増改築等の場合の利用者数について</p> <p>(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般就労(就労継続支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の</p>

改正後	現行
<p>延べ数を12で除して得た数とする。</p> <p>また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第34条の18の3 <u>第1項第7号</u>に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。</p> <p>(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(6) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。</p>	<p>延べ数を12で除して得た数とする。</p> <p>また、自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第34条の18の3 <u>の第7号</u>に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。</p> <p>(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)の⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。</p> <p>(6) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。</p>

改正後	現行
<p>② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>また、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>また、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p>

改正後	現行
<p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び<u>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合</u>(平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。)の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い (一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合</p>	<p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び<u>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合</u>(平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。)の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い (一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合</p>

改正後	現 行
<p>1日の利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合 $30 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 1,980 \text{人}$ $1,980 \times 1.25 = 2,475 \text{人}$</p> <p>※ 3月間の総延べ利用者数が2475人を超える場合に減算となる。ただし、定員11人以下の場合(多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下</p>	<p>1日の利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。)に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合 $30 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{月} = 1,980 \text{人}$ $1,980 \times 1.25 = 2,475 \text{人}$</p> <p>※ 3月間の総延べ利用者数が2475人を超える場合に減算となる。ただし、定員11人以下の場合(多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下</p>

改正後	現 行
<p>の場合。)は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。</p> <p>(例 1) 利用定員 40 人の多機能型事業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人)の場合の 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 →$20 \text{人} \times 150\% = 30 \text{人}$ (10 人まで受入可能) ・ 自立訓練(生活訓練) →$10 \text{人} \times 150\% = 15 \text{人}$ (5 人まで受入可能) ・ 就労継続支援 B 型 →$10 \text{人} \times 150\% = 15 \text{人}$ (5 人まで受入可能) <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護→30 人 ・ 自立訓練(生活訓練)→15 人 ・ 就労継続支援 B 型→15 人 <p>(例 2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事</p>	<p>の場合。)は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所等における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。</p> <p>(例 1) 利用定員 40 人の多機能型事業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人)の場合の 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 →$20 \text{人} \times 150\% = 30 \text{人}$ (10 人まで受入可能) ・ 自立訓練(生活訓練) →$10 \text{人} \times 150\% = 15 \text{人}$ (5 人まで受入可能) ・ 就労継続支援 B 型 →$10 \text{人} \times 150\% = 15 \text{人}$ (5 人まで受入可能) <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護→30 人 ・ 自立訓練(生活訓練)→15 人 ・ 就労継続支援 B 型→15 人 <p>(例 2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事</p>

改正後	現行
<p>業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人)の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 → 20 人×22 日×3 月=1,320 人 1,320 人×125%=1,650 人(利用定員を超える受入可能人数→1,650 人-1,320 人=330 人) ・ 自立訓練(生活訓練) → 10 人×22 日×3 月=660 人 ・ 就労継続支援 B 型 → 10 人×22 日×3 月=660 人 660 人×125%=825 人(利用定員を超える受入可能人数→825 人-660 人=165 人) サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 生活介護→1,650 人 ・ 自立訓練(生活訓練)→825 人 ・ 就労継続支援 B 型→825 人 <p>⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数が、利用定員に 100 分の 110 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p>	<p>業所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人)の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 → 20 人×22 日×3 月=1,320 人 1,320 人×125%=1,650 人(利用定員を超える受入可能人数→1,650 人-1,320 人=330 人) ・ 自立訓練(生活訓練) → 10 人×22 日×3 月=660 人 ・ 就労継続支援 B 型 → 10 人×22 日×3 月=660 人 660 人×125%=825 人(利用定員を超える受入可能人数→825 人-660 人=165 人) サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 生活介護→1,650 人 ・ 自立訓練(生活訓練)→825 人 ・ 就労継続支援 B 型→825 人 <p>⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数が、利用定員に 100 分の 110 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p>

改正後	現 行
<p>イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 105 を乗じて得た数に、55 を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員 50 人の施設の場合 $(50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 30 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} + 31 \text{ 日}) = 4,600 \text{ 人}$ $4,600 \text{ 人} \times 105\% = 4,830 \text{ 人 (受入可能延べ利用者数)}$ ※ 3 月間の総延べ利用者数が 4,830 人を超える場合に減算となる。</p> <p>(三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い 短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p>	<p>イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合 1 日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 105 を乗じて得た数に、55 を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について利用者全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員 50 人の施設の場合 $(50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 30 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} + 31 \text{ 日}) = 4,600 \text{ 人}$ $4,600 \text{ 人} \times 105\% = 4,830 \text{ 人 (受入可能延べ利用者数)}$ ※ 3 月間の総延べ利用者数が 4,830 人を超える場合に減算となる。</p> <p>(三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い 短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(四) 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者</p> <p>⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練</p>	<p>(一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(四) 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者</p> <p>⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練</p>

改正後	現 行
<p>(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>(二) サービス管理責任者の人員欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保</p>	<p>(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>(二) サービス管理責任者の人員欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保</p>

改正後	現行
<p>するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。)について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。</p> <p>(二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p>	<p>するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。)について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。</p> <p>(二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p>

改正後	現行
<p>イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>(三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。</p> <p>(五) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>⑥ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。</p> <p>⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指</p>	<p>イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>(三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。</p> <p>(五) 多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>⑥ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。</p> <p>⑦ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指</p>

改正後	現行
<p>導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い 夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。</p>	<p>導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(9) 夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 施設入所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害者支援施設等における夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、報酬告示及び第550号告示の規定に基づき、介護給付費を減額することとしているところであるが、これは、夜間の安全の確保及び利用者のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害者支援施設等は、夜勤を行う生活支援員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い 夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。</p>

改正後	現 行
<p>(一) 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>(二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。</p> <p>(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所</p>	<p>(一) 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>(二) 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>⑤ 減算を行うに当たっては、(10)の⑤と同様に行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すること。</p> <p>(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所</p>

改正後	現 行
<p>定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。</p> <p>(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討するものとする。</p>	<p>定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。</p> <p>(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。</p> <p>④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い (一) 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとす</p>	<p>(11) 平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うこと。</p> <p>④ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い (一) 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとす</p>

改正後	現 行
<p>る。</p> <p>なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練) 24 月間</p> <p>イ 自立訓練(生活訓練) 30 月間</p> <p>ウ 就労移行支援 30 月間(規則第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)</p> <p>エ 自立生活援助 18 月間</p> <p><u>なお、就労移行支援において、就労後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が引き続き当該指定就労移行支援事業所において就労移行支援を受ける場合は、改めて支給決定を行うため、報酬告示第 12 の 1 の注 5 の(3)における利用者のサービス利用期間の算定に当たっては、従前の支給決定におけるサービス利用期間と通算しないこと。</u></p> <p>(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあつてはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあつては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、</p>	<p>る。</p> <p>なお、「標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練) 24 月間</p> <p>イ 自立訓練(生活訓練) 30 月間</p> <p>ウ 就労移行支援 30 月間(規則第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあつては、42 月間又は 66 月間とする。)</p> <p>エ 自立生活援助 18 月間</p> <p>(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあつてはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあつては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、</p>

改正後	現行
<p>アにより算定した期間を1・75で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1・4で除して得た期間とする。</p> <p><u>(12) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>① 対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p><u>② 算定される単位数</u></p> <p><u>(一) 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)</u>については、<u>所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の10に相当する単位数を減算後</u></p>	<p>アにより算定した期間を1・75で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1・4で除して得た期間とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p><u>(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)</u>については、<u>所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p><u>③ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p><u>(13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u></p> <p>(一) <u>療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)</u>については、<u>指定障害者支援施設が行うものに限る。</u>については、<u>所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の3となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合には、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の3に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>(二) <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p>④ <u>経過措置</u></p> <p><u>令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</u></p> <p><u>ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障</u></p>	

改正後	現行
<p><u>害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。</u></p> <p><u>(14) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。<u>②において同じ。</u>）、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>(一) 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留</u></p>	<p><u>(12) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① 対象となる障害福祉サービス</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p>

改正後	現行
<p><u>意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の10に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p><u>(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の(一)から(四)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた</p>	<p>③ 当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月</p>

改正後	現 行
<p>月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。<u>なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u></p> <p>都道府県知事等は、次の(一)から(四)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、<u>緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点</u>に留意すること。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)</u>を定期的開催していない場合。<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。<u>また、虐待の防止のため</u></p>	<p>から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>なお、</u>都道府県知事は、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない場合、<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会</p>

改正後	現行
<p><u>の対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）</u>と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>また、委員会はテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、<u>障害のある</u>者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合。<u>具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、<u>障害を有する</u>者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合、<u>具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</u></p> <p><u>④ 経過措置</u></p> <p><u>(一) 次のサービスにおいて、令和5年3月31日までの間は、1の(12)の③の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u></p> <p><u>療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、共同生活援助</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(15) 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>① 対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p><u>② 算定される単位数</u> <u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p><u>③ 当該減算については、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に</u></p>	<p><u>(二) 次のサービスにおいて、令和5年3月31日までの間は、1の(12)の③の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u> <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ついて所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u></p> <p><u>都道府県知事等は、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</u></p> <p><u>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</u></p> <p><u>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</u></p> <p><u>また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>(二) 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p><u>(三) 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合</u></p> <p>(16) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。 (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 → 所定単位数の100分の50の報酬を算定 (例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 → 所定単位数の100分の70の報酬を算定 なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消を検討しなければならないものとする。</p> <p>(17) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと</p>	<p>(13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。 (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 → 所定単位数の100分の50の報酬を算定 (例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 → 所定単位数の100分の70の報酬を算定 なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消を検討しなければならないものとする。</p> <p>(14) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと</p>

改正後	現行
<p>おりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育</p>	<p>おりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育</p>

改正後	現 行
<p>児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p><u>18</u> 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この<u>18</u>において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援</p>	<p>児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p><u>15</u> 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この<u>15</u>において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援</p>

改正後	現行
<p>施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。)第 46 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。)第 31 条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところによ</p>	<p>施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。)第 46 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。)第 31 条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当</p>

改正後	現 行
<p>り、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</p> <p>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな</p>	<p>該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</p> <p>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな</p>

改正後	現 行
<p>らない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>(イ) ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の</p>	<p>らない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>(イ) ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の</p>

改正後	現 行
<p>契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A」を参考にする事。</p> <p>(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする事。この場合において、「押印についてのQ&A」を参考にする事とし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする事。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする事。</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>① 居宅介護サービス費の算定について</p>	<p>契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする事。</p> <p>(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする事。この場合において、「押印についてのQ&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする事とし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとする事。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとする事。</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>① 居宅介護サービス費の算定について</p>

改正後	現 行
<p>居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。</p> <p>事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。</p> <p>また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。</p> <p>なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>② 基準単価の適用について</p> <p>居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>③ 居宅介護の所要時間について</p> <p>(一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居室におけ</p>	<p>居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。</p> <p>事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。</p> <p>また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。</p> <p>なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>② 基準単価の適用について</p> <p>居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>③ 居宅介護の所要時間について</p> <p>(一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居室におけ</p>

改正後	現行
<p>る身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>(二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>(三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあつてはこの限りでない。所要時間とは、</p>	<p>る身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>(二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>(三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあつてはこの限りでない。所要時間とは、</p>

改正後	現行
<p>実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。</p> <p>⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について 利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児</p>	<p>実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>④ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合について 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。</p> <p>⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」という。)(以下「通院等介助」と総称する。)の単位を算定する場合について 利用目的について、「通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。)のため」とは、病院への通院等(この場合の「通院等」には入院と退院を含む。)を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児</p>

改正後	現行
<p>相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。</p> <p><u>また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「地域生活支援事業通知」という。))の別紙1地域生活支援事業実施要綱別紙1-11に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。</u></p> <p>⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について</p> <p>(一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は評価しない。</p>	<p>相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」(以下「通院等乗降介助」という。)としての通院等の介助と同じものである。</p> <p>⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について</p> <p>(一) 指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は評価しない。</p>

改正後	現行
<p>(二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。</p> <p>(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。</p> <p>(四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。</p> <p>また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。</p> <p>(五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細か</p>	<p>(二) 当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。</p> <p>(三) 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。</p> <p>(四) サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。</p> <p>また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。</p> <p>(五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細か</p>

改正後	現 行
<p>く区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。</p> <p>なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。</p> <p>(六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。</p> <p>⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分について</p> <p>「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。</p> <p>(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。</p> <p>⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について</p>	<p>く区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。</p> <p>なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。</p> <p>(六) 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。</p> <p>⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分について</p> <p>「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。</p> <p>(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。</p> <p>⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について</p>

改正後	現行
<p>「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>（一） 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p>	<p>「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しないものであること。</p> <p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>（一） 「身体介護中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第2条の2の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。)(以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数」</p>

改正後	現 行
<p>イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程</p>	<p>イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する訪問介護に関する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。)及び実務経験を有する者(平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。)(以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)(以下「重度訪問介護研修修了者」という。)であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」</p> <p>(二) 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程</p>

改正後	現行
<p>に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。) (以下「旧外出介護研修修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>638 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」</p> <p>(三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」</p> <p>(四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」</p>	<p>に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。) (以下「旧外出介護研修修了者」という。) → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」</p> <p>ウ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 「所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間 3 時間以上の場合は <u>635 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数」</p> <p>(三) 「家事援助中心型」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程修了者(以下「生活援助従事者研修修了者」という。) → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」</p> <p>(四) 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数」</p>

改正後	現行
<p>(五) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>(六) その他</p> <p>居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。</p> <p>⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</p>	<p>(五) 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合</p> <p>ア 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」</p> <p>イ 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>(六) その他</p> <p>居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。</p> <p>⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて</p> <p>(一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」 次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合</p>

改正後	現行
<p>(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合</p> <p>(i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p>	<p>(i) 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合</p> <p>(i) 初任者研修課程修了者等が派遣される場合 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p> <p>ウ 居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数</p>

改正後	現 行
<p>(二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(三) 「通院等乗降介助」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出</p>	<p>(二) 「家事援助中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>(三) 「通院等乗降介助」</p> <p>ア 居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>イ 居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出</p>

改正後	現行
<p>介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>⑪ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて</p> <p>(一) 同一敷地内建物等の定義</p> <p><u>注9の2</u>における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介</p>	<p>介護研修修了者が派遣される場合の単位数</p> <p>⑪ <u>居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の取扱いについて</u></p> <p><u>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の第三の1の(2)の④において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、指定居宅介護事業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に居宅介護サービス費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。</u></p> <p>⑫ 指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱いについて</p> <p>(一) 同一敷地内建物等の定義</p> <p><u>注9の3</u>における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介</p>

改正後	現行
<p>護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>(二) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。以下同じ。)の定義</p> <p>ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</p> <p>イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣</p>	<p>護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>(二) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。以下同じ。)の定義</p> <p>ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</p> <p>イ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣</p>

改正後	現行
<p>旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。</p> <p>(同一敷地内建物等該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 <p>四 (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>五 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義</p> <p>ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>イ この場合の利用者数は、1 月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>⑫ 2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居</p>	<p>旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。</p> <p>(同一敷地内建物等該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 <p>四 (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>五 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義</p> <p>ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>イ この場合の利用者数は、1 月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>⑬ 2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居</p>

改正後	現行
<p>宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件</u>(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い</p> <p>派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。</p>	<p>宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、<u>厚生労働大臣が定める要件</u>(平成18年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。)第1号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) 居宅介護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い</p> <p>派遣された2人の居宅介護従業者のうちの1人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、1人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数(当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数)を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。</p>

改正後	現行
<p>⑬ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の 15 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 15 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 15 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 8 分未満である場合には、当該 15 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって</p>	<p>⑭ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の 15 分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該 15 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 15 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 8 分未満である場合には、当該 15 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が 15 分未満である場合には、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定すること)。</p> <p>なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であって</p>

改正後	現行
<p>も、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑭ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 体制要件</p> <p>ア 計画的な研修の実施</p> <p><u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 会議の定期的開催</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に</p>	<p>も、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑮ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 体制要件</p> <p>ア 計画的な研修の実施</p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「第 543 号告示」という。)第 1 号イ(1)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 会議の定期的開催</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に</p>

改正後	現 行
<p>会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにかくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。</p> <p>また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告</p> <p>第543号告示第1号イ(2)(ロ)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 	<p>会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにかくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。</p> <p>また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告</p> <p>第543号告示第1号イ(2)(ロ)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況

改正後	現 行
<p>・ その他サービス提供に当たって必要な事項</p> <p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に1括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。</p> <p>同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終</p>	<p>・ その他サービス提供に当たって必要な事項</p> <p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に1括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。</p> <p>同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終</p>

改正後	現行
<p>了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>エ 定期健康診断の実施</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも 1 年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>オ 緊急時における対応方法の明示</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な</p>	<p>了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>エ 定期健康診断の実施</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも 1 年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>オ 緊急時における対応方法の明示</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(4)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>カ 熟練した居宅介護従業者の同行による研修</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(5)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な</p>

改正後	現 行
<p>指導を行うものとする。</p> <p>(二) 人材要件</p> <p>ア 居宅介護従業者要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。</p> <p>看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。</p> <p>イ サービス提供責任者要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供</p>	<p>指導を行うものとする。</p> <p>(二) 人材要件</p> <p>ア 居宅介護従業者要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(6)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。</p> <p>看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(6)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(6)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。</p> <p>イ サービス提供責任者要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(7)の「実務経験」は、サービス提供</p>

改正後	現 行
<p>責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。</p> <p>なお、同号ニ(3)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければ</p>	<p>責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含むものとする。</p> <p>また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。</p> <p>なお、同号ニ(3)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければ</p>

改正後	現行
<p>ならないこととしているものである。</p> <p>(三) 重度障害者対応要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者、<u>児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(以下「重度障害児」という。)</u>の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</p> <p>また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者<u>及び重度障害児の人数</u>を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p> <p>(四) 割合の計算方法</p> <p>(二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。</p> <p>ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始</p>	<p>ならないこととしているものである。</p> <p>(三) 重度障害者対応要件</p> <p>第 543 号告示第 1 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</p> <p>また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p> <p>(四) 割合の計算方法</p> <p>(二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。</p> <p>ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始</p>

改正後	現 行
<p>し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p><u>⑮ 経過措置</u></p> <p><u>令和6年3月31日において第543号告示第1号イ、ハ又はニの適用を受けている事業所に係る同号イ、ハ又はニの適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>⑮</u> 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>⑯</u> 緊急時対応加算の取扱いについて</p> <p>(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p>	<p>し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑯</u> 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>⑰</u> 緊急時対応加算の取扱いについて</p> <p>(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(二) 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。</p> <p>(三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。</p> <p>(四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>(五) 市町村により地域生活支援拠点等 <u>(法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)</u> として位置付けられていること <u>並びに市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)</u> との連携及び調整に従事する者(以下「連携担当者」という。)を1名以上配置していることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p><u>なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村</u></p>	<p>(二) 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。</p> <p>(三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。</p> <p>(四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。</p> <p>(五) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や 3 の(7)の⑤の(-)に規定する拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>⑰ 初回加算の取扱いについて</p> <p>(一) 本加算は、利用者が過去 2 月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。</p> <p>(二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p>	<p>⑱ 初回加算の取扱いについて</p> <p>(一) 本加算は、利用者が過去 2 月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。</p> <p>(二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>⑲ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑱ 福祉専門職員等連携加算について</p> <p>(一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>(二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス</p>	<p>報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑳ 福祉専門職員等連携加算について</p> <p>(一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>(二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス</p>

改正後	現 行
<p>提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。</p> <p>(三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。</p> <p>(四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。</p> <p>(五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>① 重度訪問介護の対象者について</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合</p> <p>区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者</p>	<p>提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。</p> <p>(三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。</p> <p>(四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。</p> <p>(五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>① 重度訪問介護の対象者について</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合</p> <p>区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者</p>

改正後	現行
<p>ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの</p> <p>イ <u>行動関連項目合計点数(第543号告示第4号に規定する行動関連項目合計点数をいう。以下同じ。)</u>が10点以上である者</p> <p>(二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合</p> <p>(一)のうち、<u>区分4以上</u>に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者</p> <p>② 重度訪問介護サービス費の算定について</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。</p> <p>したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて</p>	<p>ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。)別表第1における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの</p> <p>イ <u>第543号告示の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数</u>が10点以上である者</p> <p>(二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合</p> <p>(一)のうち、<u>区分6</u>に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者</p> <p>② 重度訪問介護サービス費の算定について</p> <p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。</p> <p>したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて</p>

改正後	現行
<p>身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。</p> <p>なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。</p> <p>なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 20 条第 7 号において、「保険医</p>	<p>身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。</p> <p>なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。</p> <p>(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。</p> <p>なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 20 条第 7 号において、「保険医</p>

改正後	現 行
<p>は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。</p> <p>このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。</p> <p>また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。</p> <p>(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。</p> <p>(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。</p>	<p>は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。</p> <p>このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。</p> <p>また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。</p> <p>(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。</p> <p>(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。</p>

改正後	現行
<p>四 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。</p> <p>また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあつては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。</p> <p>③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する者に対する重度訪問介護について</p> <p>ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。))の別表第 5 に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第 5 に定める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実</p>	<p>四 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の 100 分の 80 に相当する単位数を算定する。90 日を超える利用に当たっては、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。</p> <p>また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあつては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。</p> <p>③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する者に対する重度訪問介護について</p> <p>ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「居宅介護従業者基準」という。))の別表第 5 に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第 5 に定める内容以上のものをいう。)、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動</p>

改正後	現 行
<p>践研修)又は行動援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第8に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。</p> <p>④ 重度訪問介護の所要時間について</p> <p>(一) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事</p>	<p>援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第8に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了していることが望ましい。</p> <p>ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。</p> <p>④ 重度訪問介護の所要時間について</p> <p>(一) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事</p>

改正後	現行
<p>業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合</p> <p>→ 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間</p> <p>→ 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」</p> <p>(二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。</p> <p>(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法 1日目分1時間30分として算定 ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定 <p>(三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第3に</p>	<p>業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合</p> <p>→ 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間</p> <p>→ 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」</p> <p>(二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。</p> <p>(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法 1日目分1時間30分として算定 ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法 2日目分6時間30分として算定 <p>(三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>⑤ 特に重度の障害者に対する加算の取扱いについて 重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準の別表第3に</p>

改正後	現 行
<p>定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。</p> <p>なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>⑥ 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「<u>指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合</u>」のうち、第 546 号告示第 2 号イについては、区分 6 の利用者に対す</p>	<p>定める内容以上の研修課程又は別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了した者が、①の(一)ア及び(二)に規定する者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を、区分 6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合にあっては所定単位数の 100 分の 8.5 に相当する単位数を、それぞれ所定単位数に加算する。</p> <p>なお、重度訪問介護従業者養成研修(居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修をいう。)を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程(居宅介護従業者基準の別表第 3 に定める内容以上の研修課程をいう。)又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程(居宅介護従業者基準の別表第 4 に定める内容以上の研修課程をいう。)を修了している場合についてのみ所定単位数が算定できるものであること。</p> <p>⑥ 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等について</p> <p>(一) 2 の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される<u>場合</u>のうち、第 546 号告示第 2 号ロの「<u>当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合</u>」とは、区分 6 の利用者に対</p>

改正後	現 行
<p>る支援が、当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。</p> <p>当該算定に係る考え方は以下のとおりである。</p> <p>ア <u>区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。</u>ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。</p> <p>イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。</p> <p>ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。</p> <p>エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該</p>	<p>する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。)が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。</p> <p>当該算定に係る考え方は以下のとおりである。</p> <p>ア <u>区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間とする。</u>ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。</p> <p>イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。</p> <p>ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。</p> <p>エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該</p>

改正後	現 行
<p>利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。</p> <p><u>(三) 2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号口については、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。</u></p> <p><u>当該算定に係る考え方は以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1人の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。</u></p> <p><u>イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限は</u></p>	<p>利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ない。</u></p> <p><u>ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。</u></p> <p><u>エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。</u></p> <p>⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。))。</p> <p>⑧ 特定事業所加算の取扱いについて ア 会議の定期的開催 第543号告示<u>第5号</u>イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪</p>	<p>⑦ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについて 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。))。</p> <p>⑧ 特定事業所加算の取扱いについて ア 会議の定期的開催 第543号告示<u>第4号</u>イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定重度訪</p>

改正後	現 行
<p>問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p>会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 文書等による指示</p>	<p>問介護事業所又は当該共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>なお、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。</p> <p>会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 文書等による指示</p>

改正後	現行
<p>第 543 号告示第 5 号イ (2) (二) の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の ADL や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月 (又は留意事項等に変更があった時点) のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制</p> <p>第 543 号告示第 5 号イ (6) の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p>	<p>第 543 号告示第 4 号イ (2) (二) の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の ADL や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月 (又は留意事項等に変更があった時点) のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>ウ サービスの提供体制</p> <p>第 543 号告示第 4 号イ (6) の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p>

改正後	現 行
<p>なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p><u>エ 重度障害者対応要件</u></p> <p><u>第543号告示第5号イ(10)の障害支援区分5以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</u></p> <p><u>また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</u></p> <p><u>オ</u> その他の規定については、2の(1)の⑭(→のイ及びウ及び⑮を除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ 移動介護加算の取扱いについて (→) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動</p>	<p>なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p><u>エ</u> その他の規定については、2の(1)の⑮(→のイ及びウを除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第2の注10の特別地域加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 移動介護加算の取扱いについて (→) 外出時における移動中の介護(以下「移動介護」という。)を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動</p>

改正後	現行
<p>先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあつては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(二) 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であつて、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意すること。</p> <p>(二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。</p> <p>(三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。</p>	<p>先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあつては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(二) 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。</p> <p>⑫ 移動介護緊急時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であつて、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等他の法令等に留意すること。</p> <p>(二) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。</p> <p>(三) 1日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。 (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の⑬において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で</p>	<p>⑬ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第2の3の初回加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑭ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑮ 行動障害支援連携加算の取扱いについて (一) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。 (二) 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等(重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。以下同じ。)を作成した者(以下(4)の⑬において「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定で</p>

改正後	現 行
<p>きるものであること。</p> <p>(三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p><u>⑩ 入院時支援連携加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第2の5の3の入院時支援加算については、病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合（以下「入院前の事前調整」という。）に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。</u></p> <p><u>(二) 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供すること。</u></p>	<p>きるものであること。</p> <p>(三) 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>③ 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。</u></p> <p><u>④ 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。</u></p> <p><u>⑤ 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も同席できるように配慮すること。</u></p> <p><u>⑰ その他</u></p> <p>（一） 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。</p> <p>なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。</p> <p>（二） 2の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。</p> <p><u>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</u></p>	<p><u>⑱ その他</u></p> <p>（一） 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、一事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。</p> <p>なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。</p> <p>（二） 2の(1)の①及び②の規定は、重度訪問介護サービス費について準用する。</p> <p><u>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</u></p>

改正後	現行
<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>① 同行援護の対象者について</p> <p>第543号告示に定める別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者</p> <p>② サービス内容</p> <p>同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。</p> <p>なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)→「所定単位数」</p>	<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>① 同行援護の対象者について</p> <p>第543号告示に定める別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上に該当する者</p> <p>② サービス内容</p> <p>同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものである。</p> <p>なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある。</p> <p>③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p>(一) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)→「所定単位数」</p>

改正後	現行
<p>(二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」</p> <p>(三) <u>厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u>(平成18年厚生労働省告示第556号。<u>以下「第556号告示」という。</u>)第10号に定める介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和55年厚生省告示第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)→「所定単位数」</p> <p>(四) 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(<u>地域生活支援事業通知</u>の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。)<u>で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者</u>→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p>	<p>(二) 初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」</p> <p>(三) <u>厚生労働大臣が定める者</u>(平成18年厚生労働省告示第556号)第10号に定める介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者(厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和55年厚生省告示第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(<u>以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。</u>))→「所定単位数」</p> <p>(四) 令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(<u>「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「地域生活支援事業通知」という。</u>)の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。)→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p>

改正後	現 行
<p>(五) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、令和3年3月31日時点に盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。</p> <p>⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示の第1号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベ</p>	<p>(五) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」</p> <p>④ 盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて 盲ろう者向け通訳・介助員(都道府県地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、令和3年3月31日時点に盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。)が、①に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者(以下「盲ろう者」という。)に対して同行援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了していない場合は、本加算と③の四の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。</p> <p>⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示の第1号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第1号ハに該当する場合としては、例えば、エレベ</p>

改正後	現 行
<p>ーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて</p> <p>派遣された 2 人の同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1 人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。</p> <p>⑦ 同行援護の所要時間について</p> <p>1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が 2 時間未満の場合は、前後の同行援護を 1 回として算定する。なお、身体の状態等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が 2 時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、</p>	<p>ーターのない建物の 2 階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>⑥ 同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員である場合の取扱いについて</p> <p>派遣された 2 人の同行援護従業者のうち 1 人が基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員で、1 人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等又は盲ろう者向け通訳・介助員が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。</p> <p>⑦ 同行援護の所要時間について</p> <p>1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が 2 時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が 2 時間未満の場合は、前後の同行援護を 1 回として算定する。なお、身体の状態等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が 2 時間未満である場合はこの限りではない。</p> <p>⑧ 早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについて</p> <p>早朝、夜間、深夜の同行援護の取扱いについては、原則として、</p>

改正後	現 行
<p>実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)</p> <p>なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑨ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p><u>第 543 告示の第 9 号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成 18 年厚生労働省告示第 548 号)第 9 号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第 78 条第 1 項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」については、2 の(3)の③の四に該当する者は含まない。</u></p> <p><u>また、第 543 号告示第 9 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要</u></p>	<p>実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。</p> <p>ただし、基準額の最小単位(最初の 30 分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)。また、基準額の最小単位以降の 30 分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)</p> <p>なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。</p> <p>⑨ 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p><u>報酬告示第 3 の注 7 の特定事業所加算については、2 の(1)の⑤の規定を準用する。</u></p>

改正後	現行
<p><u>とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。なお、その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。</u></p> <p>⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑭ その他 2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</p>	<p>⑩ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第3の注8の特別地域加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑫ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第3の2の初回加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第3の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>⑭ その他 2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</p>

改正後	現行
<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(4) 行動援護サービス費</p> <p>① 行動援護の対象者について</p> <p>区分3以上に該当する者であって、<u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)である者</p> <p>② サービス内容について</p> <p>行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。</p> <p>事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。</p> <p>(一) 予防的対応</p> <p>ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること</p>	<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第3の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、<u>2の(1)の㉑</u>の規定を準用する。</p> <p>(4) 行動援護サービス費</p> <p>① 行動援護の対象者について</p> <p>区分3以上に該当する者であって、<u>第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数</u>が10点以上(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)である者</p> <p>② サービス内容について</p> <p>行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。</p> <p>事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。</p> <p>(一) 予防的対応</p> <p>ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること</p>

改正後	現 行
<p>イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど</p> <p>(二) 制御的対応</p> <p>ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること</p> <p>イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること</p> <p>ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>(三) 身体介護的対応</p> <p>ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応</p> <p>イ 食事を摂る場合の食事介助</p> <p>ウ 入浴及び衣服の着脱介助など</p> <p>③ 単価適用の留意点</p> <p>行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあつては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。</p>	<p>イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど</p> <p>(二) 制御的対応</p> <p>ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること</p> <p>イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること</p> <p>ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>(三) 身体介護的対応</p> <p>ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応</p> <p>イ 食事を摂る場合の食事介助</p> <p>ウ 入浴及び衣服の着脱介助など</p> <p>③ 単価適用の留意点</p> <p>行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあつては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意されたい。</p>

改正後	現 行
<p>④ 所定単位数等の取扱いについて</p> <p>行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和3年3月31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、<u>令和9年3月31日</u>までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算)</p> <p>(一) 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。</p> <p>(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。</p> <p>(三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につ</p>	<p>④ 所定単位数等の取扱いについて</p> <p>行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、令和3年3月31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について(支援計画シート等未作成減算)</p> <p>(一) 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものでないことに留意すること。</p> <p>(二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。</p> <p>(三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につ</p>

改正後	現行
<p>き減算するものであること。</p> <p>ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。</p> <p>イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑫の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑦ 特定事業所加算の取扱いについて <u>(一) 医療・教育等の関係機関との連携</u> ア <u>告示第543号第13号イ(2)の(三)について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。</u> イ <u>医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u> ウ <u>利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。</u></p>	<p>き減算するものであること。</p> <p>ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。</p> <p>イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑥ 2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2の(1)の⑬の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑦ 特定事業所加算の取扱いについて <u>報酬告示第4の注6の特定事業所加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(二) 重度障害者対応要件</u></p> <p><u>第543号告示第13号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</u></p> <p><u>また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</u></p> <p><u>(三) その他の規定については、2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用する。</u></p> <p><u>(四) 令和6年3月31日において第543号告示第13号の適用を受けている事業所に係る同号の適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p>	<p>⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第4の注7の特別地域加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第4の2の初回加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑫ その他 （一）行動援護は、1日1回しか算定できないものである。 （二）2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)（ただし書を除く。）の規定は、行動援護サービス費について準用する。</p> <p>⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて （一）利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 （二）行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 （三）指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福</p>	<p>⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑫ その他 （一）行動援護は、1日1回しか算定できないものである。 （二）2の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)（ただし書を除く。）の規定は、行動援護サービス費について準用する。</p> <p>⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて （一）利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 （二）行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 （三）指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第4の5、6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算、福</p>

改正後	現行
<p>社・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① 療養介護の対象者について</p> <p>療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>ロ 医療的ケアスコア(スコア表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者</p> <p>ハ <u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>ニ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>(平成18年厚生労働省告示第236号)。</p>	<p>社・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① 療養介護の対象者について</p> <p>療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>ロ 医療的ケアスコア(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号)第1の1の表(以下「スコア表」という。)の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。)が16点以上の者</p> <p>ハ <u>第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数</u>が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>ニ <u>厚生労働大臣が定める基準</u>(平成18年厚生労働省告示第236号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p>

改正後	現行
<p><u>以下「第 236 号告示」という。</u>)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>(三) (一)及び(二)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</p> <p>(四) 旧重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)第 5 条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者(以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。)であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者</p> <p>② 療養介護サービス費の区分について</p> <p>療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと(サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと)の重度障害者割合及び<u>厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 551 号。以下「第 551 号告示」という。)に規定する人員基準に応じ算定する(療養介護サービス費(V)を除</p>	<p>(三) (一)及び(二)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</p> <p>(四) 旧重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)第 5 条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者(以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。)であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者</p> <p>② 療養介護サービス費の区分について</p> <p>療養介護サービス費の区分については、指定療養介護事業所ごと(サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと)の重度障害者割合及び<u>厚生労働大臣が定める施設基準</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 551 号。以下「第 551 号告示」という。)に規定する人員基準に応じ算定する(療養介護サービス費(V)を除く。)こととされており、具体的には、次のとおりであること。</p>

改正後	現 行
<p>く。)こととされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 療養介護サービス費(Ⅰ)</p> <p>ア 区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 50%以上であること。</p> <p>イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。</p> <p>ウ ①の(一)から(三)のいずれかに該当する者について算定すること。</p> <p>(二) 療養介護サービス費(Ⅱ)</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 3 で除して得た数以上であること。</p> <p>(三) 療養介護サービス費(Ⅲ)</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。</p> <p>(四) 療養介護サービス費(Ⅳ)</p> <p>従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を 6 で除して得た数以上であること。</p> <p>(五) 療養介護サービス費(Ⅴ)</p> <p>ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。</p> <p>イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧法受給者等を 6 で除して得た数以上であること。</p> <p>(六) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)</p>	<p>(一) 療養介護サービス費(Ⅰ)</p> <p>ア 区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 50%以上であること。</p> <p>イ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。</p> <p>ウ ①の(一)から(三)のいずれかに該当する者について算定すること。</p> <p>(二) 療養介護サービス費(Ⅱ)</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 3 で除して得た数以上であること。</p> <p>(三) 療養介護サービス費(Ⅲ)</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。</p> <p>(四) 療養介護サービス費(Ⅳ)</p> <p>従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数を満たすことができない特定旧法指定施設等について算定することとし、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を 6 で除して得た数以上であること。</p> <p>(五) 療養介護サービス費(Ⅴ)</p> <p>ア ①に該当しない特定旧法受給者等について算定すること。</p> <p>イ 常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧法受給者等を 6 で除して得た数以上であること。</p> <p>(六) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)</p>

改正後	現 行
<p>ア ①に該当する者について算定すること。</p> <p>イ 従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上である指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第 50 条第 7 項又は第 8 項の規定による指定療養介護事業所に限る。)について算定すること。</p> <p>③ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 5 の 2 に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 2 回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>ウ 死亡退院の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助</p>	<p>ア ①に該当する者について算定すること。</p> <p>イ 従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上である指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第 50 条第 7 項又は第 8 項の規定による指定療養介護事業所に限る。)について算定すること。</p> <p>③ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 5 の 2 に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 2 回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合</p> <p>ウ 死亡退院の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助</p>

改正後	現行
<p>を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退院する者の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二及び三において同じ。)</p>	<p>を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退院する者の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二及び三において同じ。)</p>

改正後	現 行
<p>(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務してい</p>	<p>(二) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める</u>障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる</p>

改正後	現 行
<p>た期間も含めることとする。</p> <p>④ 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p> <p>⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第5の4の人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。</p> <p>ア 人員配置体制加算(Ⅰ) 旧重症心身障害児施設又は指定医療機関(以下「旧重症心身障害児施設等」という。)から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</p>	<p>ものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>④ 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p> <p>⑤ 人員配置体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第5の4の人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。</p> <p>ア 人員配置体制加算(Ⅰ) 旧重症心身障害児施設又は指定医療機関(以下「旧重症心身障害児施設等」という。)から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</p>

改正後	現 行
<p>旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。</p> <p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p>	<p>旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。</p> <p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p>

改正後	現行
<p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p><u>⑦ 集中的支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第5の5の2の集中的支援加算については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定療養介護事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下この⑦において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の取扱いについては、「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。</u></p> <p><u>(一) 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</u></p> <p><u>(二) 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>ア 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定療養介</u></p>	<p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>護事業所のアセスメントを行うこと。</u></p> <p><u>イ 広域的支援人材と指定療養介護事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑦において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあつては、当該療養介護事業所とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと</u></p> <p><u>ウ 指定療養介護事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること</u></p> <p><u>エ 指定療養介護事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること</u></p> <p><u>オ 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること</u></p> <p><u>(三) 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>(四) 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>(五) 指定療養介護事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p><u>⑧ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</u></p>	<p><u>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加</u></p>

改正後	現行
<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について</p> <p>生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>第556号告示</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、<u>利用定員及び所要時間</u>に応じた報酬単価を算定することとする。</p> <p><u>所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。</u></p>	<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について</p> <p>生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号(以下「第556号告示」という。))</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分<u>及び</u>利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。</u></p> <p><u>なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。</u></p> <p><u>また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。</u></p> <p><u>ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。</u></p> <p><u>エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>（二）報酬告示第6の1の注1の3については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第6の</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>1のイの(1)又は(2)の区分で報酬を算定する。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 共生型生活介護サービス費について</u> 共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I) 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II) 指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(三) 共生型生活介護サービス費について</u> 共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I) 指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II) 指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">護</p> <p><u>(五) 共生型生活介護サービス費又は基準該当生活介護サービス費における</u>営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p><u>(六)</u> 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全</p>	<p style="text-align: center;">護</p> <p><u>(三)</u> 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p><u>(四)</u> 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全</p>

改正後	現 行
<p>体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここという「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により 5 時間未満の利用となった利用者を除く。</p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(七) (五)及び(六)の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて (五)及び(六)の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</p> <p>(八) 注 6 中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限られるものであること。</p> <p>(九) 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状</p>	<p>体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここという「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により 5 時間未満の利用となった利用者を除く。</p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(五) (三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて (三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</p> <p>(六) 注 7 中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限られるものであること。</p> <p>(七) 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状</p>

改正後	現 行
<p>態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあつては所定単位数を減算するものであること。</p> <p>(注) 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</p> <p>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>③ 人員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、次のア、イ、ウ、<u>エ</u>ごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。<u>なお、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定してい</u></p>	<p>態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあつては所定単位数を減算するものであること。</p> <p>(注) 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</p> <p>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>③ 人員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>る利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に3分の4を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。（前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げるものとする。）</u></p> <p><u>ア 人員配置体制加算（I）</u></p> <p><u>（i）指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</u> <p><u>なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u> <p><u>（ii）指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</u></p> <p><u>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>（iii）共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p>・ <u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</u></p> <p>・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>イ</u> 人員配置体制加算(II)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 <p><u>(削る)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7</p>	<p><u>ア</u> 人員配置体制加算(I)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 <p><u>なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7</p>

改正後	現行
<p>で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <p>ウ 人員配置体制加算(III)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p>	<p>で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <p>イ 人員配置体制加算(II)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>エ 人員配置体制加算(IV)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(第556号告示第2号から第4号までに該当する者を除く。)につき算定することとする。</p> <p>(三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>ウ 人員配置体制加算(III)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(厚生労働大臣が定める者(第556号告示)は除く。)につき算定することとする。</p> <p>(三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用するが、<u>指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を算定することができる。</u></p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算については、<u>常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとする。</u></p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算<u>（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）</u>については、<u>次のア、イ又はウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。</u></p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p><u>ア 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合</u></p> <p><u>イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</u></p> <p><u>ウ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする</u></p>

改正後	現 行
<p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注<u>1及び2</u>中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の<u>100分の50又は</u>100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知</p>	<p style="text-align: center;"><u>状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</u></p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必</p>

改正後	現行
<p>的障害である必要はない。</p> <p>また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に <u>100分の50又は</u>100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を <u>40又は</u>50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p><u>⑦ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 研修の要件</u> <u>地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発 0219 第1号・障精発 0219 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)に基づき都道府県が実施す</u></p>	<p>要はない。</p> <p>また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>る研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。</u></p> <p><u>イ 高次脳機能障害者の確認方法について</u></p> <p><u>加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。</u></p> <p><u>(7) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</u></p> <p><u>(イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</u></p> <p><u>(ウ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</u></p> <p><u>ウ 届出等</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>(二) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていけば満たされるものであること。</u></p> <p><u>⑧ 初期加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第 6 の 5 の初期加算については、サービスの利用の初</u></p>	<p><u>⑦ 初期加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第 6 の 5 の初期加算については、サービスの利用の初</u></p>

改正後	現 行
<p>期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30 日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。</p>	<p>期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30 日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。</p>

改正後	現 行
<p>四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。</p> <p>⑨ 訪問支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p>	<p>四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。</p> <p>⑧ 訪問支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p>

改正後	現行
<p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑪ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び第6の3の2の常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。</p>	<p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び第6の3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。</p>

改正後	現 行
<p><u>なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。</u></p> <p>(二) <u>報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。</u></p> <p><u>イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。</u></p> <p><u>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員</u></p>	<p>(二) <u>報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下⑩において「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。</u></p> <p><u>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下⑩において「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。</u></p> <p><u>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</u></p> <p><u>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要がある</u></p>

改正後	現行
<p><u>の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。</u></p> <p><u>オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。</u></p> <p><u>カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。</u></p> <p><u>キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。</u></p> <p><u>(7) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。</u></p> <p><u>(イ) (7)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の7の2の注3及び注7については、中核的人材</u></p>	<p><u>ることに留意すること。</u></p> <p><u>なお、報酬告示第6の7の2の注1中「厚生労働大臣が定める施設基準」第2号のホの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この④において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、かつ、区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。</u></p> <p><u>この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。</u></p> <p><u>④ 報酬告示第6の7の2の注4及び注5</u>については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに<u>所定単位</u>を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p> <p><u>なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とする。</u></p>	<p><u>③ 重度障害者支援加算(Ⅱ)</u>については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに<u>500単位</u>を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>

改正後	現 行
<p><u>しているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p><u>なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>⑫ リハビリテーション加算の取扱いについて 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うこと</p>	<p><u>四 重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。</u></p> <p><u>五 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。</u></p> <p>⑪ リハビリテーション加算の取扱いについて 報酬告示第6の8のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うこと</p>

改正後	現行
<p>ができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(以下この⑫において「関連スタッフ」という。)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(以下この⑫において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあつては、リハビリテーション実施計画を新たに作</p>	<p>ができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(以下この⑪において「関連スタッフ」という。)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(以下この⑪において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあつては、リハビリテーション実施計画を新た</p>

改正後	現 行
<p>成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</p> <p>オ 指定障害福祉サービス基準第 93 条において準用する同基準第 19 条第 1 項に規定するサービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビ</p>	<p>に作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</p> <p>オ 指定障害福祉サービス基準第 93 条において準用する同基準第 19 条第 1 項に規定するサービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビ</p>

改正後	現 行
<p>リテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑭ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>また</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p><u>なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。</u></p> <p><u>(一) 注の(1)について</u></p>	<p>リテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>⑫ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑬ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者へ提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>なお</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。</u></p> <p><u>献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。</u></p> <p><u>なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。</u></p> <p><u>(二) 注の(2)について</u></p> <p><u>摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。</u></p> <p><u>摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。</u></p> <p>(三) <u>注の(3)について</u></p> <p><u>おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。</u></p> <p><u>なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。</u></p> <p>⑮ <u>延長支援加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>所要時間8時間以上9時間未満</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>日常生活上の世話</u>を行った場合に、1日の<u>所要時間</u>の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>ここでいう所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>⑭ <u>延長支援加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>指定生活介護等</u>を行った場合に、1日の<u>延長支援に要した</u>時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(削る)</u></p> <p>(二) 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。</p> <p>⑯ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>(二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>(ア) 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用</p> <p>(イ) 週3回以上の送迎を実施</p> <p>なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定</p>	<p><u>(二) 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</u></p> <p>(三) 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>(二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>(ア) 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用</p> <p>(イ) 週3回以上の送迎を実施</p> <p>なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定</p>

改正後	現 行
<p>の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</p> <p>(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p><u>また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となること。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておくこと。</u></p> <p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、<u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</p>	<p>の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</p> <p>(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、<u>第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計</u>が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</p>

改正後	現行
<p><u>(七) 指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設とは、具体的には、一体的な建築物として、当該障害者支援施設の1階部分に指定生活介護事業所等がある場合や当該障害者支援施設と渡り廊下でつながっている場合、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで当該障害者支援施設と指定生活介護事業所が隣接する場合などが該当するものであること。</u></p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。)</p> <p>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行</p>

改正後	現 行
<p>支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、<u>市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。</p> <p><u>なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者</u></p>	<p>支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、<u>運営規程に、</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>が規定されているものとして</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。</p>

改正後	現 行
<p><u>支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネーター機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>⑱ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等(就労継続支援A型事業所は除く。)に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p><u>通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。</u>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着</p>	<p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等(就労継続支援A型事業所は除く。)に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p>

改正後	現 行
<p>支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該指定生活介護等を受けた後から6月)</u>に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p><u>また、過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。</u></p> <p>(二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>⑱ 入浴支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第6の13の3の入浴支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。</u></p> <p>(二) <u>入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。</u></p>	<p>(二) 注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>報酬告示第6の13の6の栄養改善加算については、以下のとおり取り扱うこととする。なお、栄養改善加算の実施に当たっては、別途通知するので参照されたい。</u></p> <p><u>(一) 当該事業所の職員として、又は外部（医療機関、障害者支援施設等（常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</u></p> <p><u>(二) 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。</u></p> <p><u>ア BMI</u></p> <p><u>イ 体重変化割合</u></p> <p><u>ウ 食事摂取量</u></p> <p><u>エ その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>なお、次のような問題を有する者については、上記アからエまでのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題</u> <u>・ 生活機能の低下の問題</u> <u>・ 褥瘡に関する問題</u> <u>・ 食欲の低下の問題</u> <p><u>(三) 栄養改善サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされる。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ア 利用者ごとの栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</u></p> <p><u>イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、生活支援員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</u></p> <p><u>エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</u></p> <p><u>オ 利用者の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する相談支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。</u></p> <p><u>(四) おおむね3月ごとの評価の結果、(三)のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。</u></p> <p><u>⑳ 緊急時受入加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第6の13の7の緊急時受入加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>ア 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>イ 拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ウ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。</u></p> <p><u>エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されているの取扱いについて</u></p> <p><u>㉓ 集中的支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の13の8の集中的支援加算については、2の(5)の<u>⑦の規定を準用する。</u></p> <p><u>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の<u>㉑</u>の規定を準用する。</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>① 短期入所の対象者について</p> <p>短期入所については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。</p> <p>ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第6の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の<u>㉑</u>の規定を準用する。</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>① 短期入所の対象者について</p> <p>短期入所については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。</p> <p>ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定</p>

改正後	現行
<p>することは可能であること。</p> <p>(一) 18歳以上の利用者 区分1以上</p> <p>(二) 障害児 <u>障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分</u>(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分((7)において「障害児支援区分」という。)1以上</p> <p>② 福祉型強化短期入所サービス費について</p> <p>①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。</p> <p>③ 医療機関において実施する短期入所サービス費について</p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費(I)若しくは(II)又は医療型特定短期入所サービス費(I)、(II)、(IV)若しくは(V)</p> <p>ア 18歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当すること。</p>	<p>することは可能であること。</p> <p>(一) 18歳以上の利用者 区分1以上</p> <p>(二) 障害児 <u>障害児に係る厚生労働大臣が定める区分</u>(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分((7)において「障害児支援区分」という。)1以上</p> <p>② 福祉型強化短期入所サービス費について</p> <p>①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。</p> <p>③ 医療機関において実施する短期入所サービス費について</p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費(I)若しくは(II)又は医療型特定短期入所サービス費(I)、(II)、(IV)若しくは(V)</p> <p>ア 18歳以上の利用者 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当すること。</p>

改正後	現 行
<p>(ア) 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(イ) 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分 5 以上に該当する重症心身障害者</p> <p>(ウ) 区分 5 以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者</p> <p>(エ) 区分 5 以上に該当し、<u>行動関連項目合計点数</u>が 10 点以上でかつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>(オ) 区分 5 以上に該当し、<u>第 236 号告示</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>(カ) (ア) から (オ) に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者</p> <p>イ 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 重症心身障害児</p> <p>(イ) 医療的ケアスコアが 16 点以上である障害児</p> <p>(ニ) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)</p> <p>区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア <u>第 236 号告示</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び</p>	<p>(ア) 区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(イ) 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分 5 以上に該当する重症心身障害者</p> <p>(ウ) 区分 5 以上に該当し、医療的ケアスコアが 16 点以上の者</p> <p>(エ) 区分 5 以上に該当し、<u>認定調査票等における行動関連項目の点数の合計</u>が 10 点以上でかつ医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>(オ) 区分 5 以上に該当し、<u>厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 236 号)</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>(カ) (ア) から (オ) に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者</p> <p>イ 障害児 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 重症心身障害児</p> <p>(イ) 医療的ケアスコアが 16 点以上である障害児</p> <p>(ニ) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)</p> <p>区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア <u>厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 236 号)</u>に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しな</p>

改正後	現 行
<p>社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)</p> <p>イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者</p> <p>④ 共生型短期入所サービス費について</p> <p>共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>(一) 対象となる事業</p> <p>指定障害福祉サービス基準第 125 条の 2 第 1 号に規定する指定短期入所生活介護事業所又は第 125 条の 3 第 1 号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所</p> <p>(二) ①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。</p> <p>⑤ 入所の日数の数え方について</p>	<p>い重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)</p> <p>イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者</p> <p>④ 共生型短期入所サービス費について</p> <p>共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>(一) 対象となる事業</p> <p>指定障害福祉サービス基準第 125 条の 2 第 1 号に規定する指定短期入所生活介護事業所又は第 125 条の 3 第 1 号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所</p> <p>(二) ①の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。</p> <p>⑤ 入所の日数の数え方について</p>

改正後	現 行
<p>短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を 含むものとする。</p> <p>ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期 入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等 の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所 等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの (以下「隣接事業所等」と総称する。)の間で、利用者が1の隣接事 業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合に ついては、入所の日を含み、退所の日は含まれない。したがって、 例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等 に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所 サービス費は算定しない。</p> <p>⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費 等の算定関係について</p> <p>ア 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所 サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共 生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)については、1日当た りの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型 短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉 型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共生型短期入 所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)を算定する場合には、同一日に他 の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</p>	<p>短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を 含むものとする。</p> <p>ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期 入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等 の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所 等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの (以下「隣接事業所等」と総称する。)の間で、利用者が1の隣接事 業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合に ついては、入所の日を含み、退所の日は含まれない。したがって、 例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等 に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所 サービス費は算定しない。</p> <p>⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費 等の算定関係について</p> <p>ア 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所 サービス費(Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共 生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)については、1日当た りの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型 短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)、福祉 型強化短期入所サービス費(Ⅰ)、福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)又は共生型短期入 所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)を算定する場合には、同一日に他 の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>イ 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p><u>ウ 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)及び福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。</u></p> <p><u>エ</u> 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。</p> <p><u>オ</u> 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)及び(Ⅵ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日</p>	<p>イ 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)、共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ウ</u> 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。</p> <p><u>エ</u> 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)及び(Ⅵ)については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日</p>

改正後	現 行
<p>中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p>⑦ 定員規模による所定単位数の算定について</p> <p>単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が 20 人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の 100 分の 90 を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>⑧ 共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の所定単位数の算定について</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとす</p>	<p>中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。</p> <p>⑦ 定員規模による所定単位数の算定について</p> <p>単独型の指定短期入所事業所において、運営規程に定める利用定員が 20 人以上の場合は、利用者全員につき所定単位数の 100 分の 90 を算定する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>⑧ 共生型短期入所事業所に社会福祉士等が配置されている場合の所定単位数の算定について</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとす</p>

改正後	現 行
<p>るよう努めること。</p> <p>⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について</p> <p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。</p> <p><u>指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあつては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第270号）の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに200単位を加算するものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。</u></p> <p><u>さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支</u></p>	<p>るよう努めること。</p> <p>⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について</p> <p>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</u></p> <p>⑩ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>⑪ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の2の常勤看護職員等配置加算については、常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるものであること。</p> <p>⑫ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて <u>(一) 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算の注1については、福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。</u> <u>なお、この場合において、看護職員は常勤、非常勤を問わないものであること。</u> <u>(二) 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算の注2につい</u></p>	<p>⑩ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>⑪ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の2の常勤看護職員等配置加算については、常勤換算方法で1以上の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を配置している場合に、利用定員に応じ、算定できるものであること。</p> <p>⑫ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて <u>(新設)</u> 報酬告示第7の2の3の医療的ケア対応支援加算については、福</p>

改正後	現 行
<p>ては、福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑬ 重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の4の重度障害児・障害者対応支援加算については、<u>1のイ</u>の福祉型短期入所サービス費又は<u>ニ</u>の共生型短期入所サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。</p> <p>⑭ 重度障害者支援加算の取扱いについて <u>(一)</u> 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算 <u>(I)の注2又は重度障害者支援加算(II)の注5</u>については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下<u>この⑭において</u>「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が、<u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑭において</u>「実践研修修了者」という。))が作成した<u>支援計画に基づき</u>支援を行った日は、さらに <u>100単位又は70単位</u>を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。</p> <p><u>なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の</u></p>	<p>福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑬ 重度障害児・障害者対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の4の重度障害児・障害者対応支援加算については、福祉型<u>強化</u>短期入所サービス費又は共生型短期入所(<u>福祉型強化</u>)サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に算定可能とする。</p> <p>⑭ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った日は、さらに <u>10</u>単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。</p>

改正後	現 行
<p><u>(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児とする。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第7の3の重度障害者支援加算（Ⅰ）の注3及び重度障害者支援加算（Ⅱ）の注6については、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに50単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p>⑮ 単独型加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、指定短期入所事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合は除く。)を利用した日については算定しない。</p> <p>⑯ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。</p>	<p>⑮ 単独型加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の4の単独型加算については、利用者が日中活動を利用する等により、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、(Ⅳ)、福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している日(入所日及び退所日を除く。)であって、指定短期入所事業所における支援が18時間(就寝の時間を含む。)を超える場合については、さらに100単位を算定可能とする。ただし、指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス(別法人の場合は除く。)を利用した日については算定しない。</p> <p>⑯ 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。</p>

改正後	現 行
<p>なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p> <p>(二) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p>	<p>なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p> <p>(二) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p>

改正後	現 行
<p>イ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて 8 人を限度に算定可能であること。</p> <p>(三) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して 3 人を限度とすること。なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。</p> <p>(四) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1 日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅸ)については、3 の(8)の㉔の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定を準用する。ただし、看護師 1 人につき、算定可能な利用者数は 20 人を上限とする取扱いについては適用しない。</p> <p>⑰ 栄養士配置加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 6 の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含</p>	<p>イ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて 8 人を限度に算定可能であること。</p> <p>(三) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して 3 人を限度とすること。なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められないこと。</p> <p>(四) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1 日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算(Ⅸ)については、3 の(8)の(共同生活援助サービス費)の㉔の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定を準用する。ただし、看護師 1 人につき、算定可能な利用者数は 20 人を上限とする取扱いについては適用しない。</p> <p>⑰ 栄養士配置加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 6 の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定短期入所事業所等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含</p>

改正後	現 行
<p>む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能である。</p> <p>⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の⑭の規定を準用する。 なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑳ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて (一) 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算(Ⅰ)については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。 イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっているこ</p>	<p>む。)が必要であること。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。ただし、併設事業所又は空床利用型事業所にあつては、本体施設である障害者支援施設等において、報酬告示第9の1の注4のイ及びロが算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)、報酬告示第9の1の注4のロが算定されている場合には、栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能である。</p> <p>⑱ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第7の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑲ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第7の8の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。 なお、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。)の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑳ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて (一) 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算(Ⅰ)については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。 イ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっているこ</p>

改正後	現行
<p>とその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。</p> <p>オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。</p> <p>(二) 報酬告示第7の9のロの緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要と</p>	<p>とその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。</p> <p>オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。</p> <p>(二) 報酬告示第7の9のロの緊急短期入所受入加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要と</p>

改正後	現行
<p>なった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。</p> <p>イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。</p> <p>⑭ 定員超過特例加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。</p> <p>(二) 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事</p>	<p>なった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。</p> <p>イ 緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談すること。</p> <p>ウ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。</p> <p>エ 緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。</p> <p>⑭ 定員超過特例加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。</p> <p>(二) 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事</p>

改正後	現 行
<p>業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>(三) 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。</p> <p>(四) 定員超過特例加算を算定している場合にあつては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。</p> <p>⑳ 特別重度支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(Ⅰ)及びロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が6か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であつて当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(二) 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、</p>	<p>業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。</p> <p>(三) 定員超過特例加算は、10日を限度として算定する。</p> <p>(四) 定員超過特例加算を算定している場合にあつては、報酬告示第7の1の注16の定員超過減算及び第7の1の注15の2の大規模減算は適用しない。</p> <p>⑳ 特別重度支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第7の11のイの特別重度支援加算(Ⅰ)及びロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が6か月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であつて当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(二) 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、</p>

改正後	現 行
<p>第 556 号告示第 8 号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p>ア 第 556 号告示第 8 号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において 1 日当たり 8 回(夜間を含め約 3 時間に 1 回程度)以上実施している日が 20 日を超える場合をいうものであること。</p> <p>イ 第 556 号告示第 8 号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において 1 週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ウ 第 556 号告示第 8 号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>エ 第 556 号告示第 8 号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週 2 日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。</p> <p>a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病</p> <p>b 常時低血圧(収縮期血圧が 90mmHg 以下)</p>	<p>第 556 号告示第 8 号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。</p> <p>ア 第 556 号告示第 8 号(1)の「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において 1 日当たり 8 回(夜間を含め約 3 時間に 1 回程度)以上実施している日が 20 日を超える場合をいうものであること。</p> <p>イ 第 556 号告示第 8 号(2)の「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において 1 週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。</p> <p>ウ 第 556 号告示第 8 号(3)の「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p> <p>エ 第 556 号告示第 8 号(4)の「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週 2 日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。</p> <p>a 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病</p> <p>b 常時低血圧(収縮期血圧が 90mmHg 以下)</p>

改正後	現 行
<p>c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>d 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>e 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>f うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの</p> <p>オ 第 556 号告示第 8 号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が 90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>カ 第 556 号告示第 8 号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。</p> <p>キ 第 556 号告示第 8 号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ク 第 556 号告示第 8 号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第 3 度以上に該当し、かつ、</p>	<p>c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>d 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>e 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>f うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの</p> <p>オ 第 556 号告示第 8 号(5)の「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が 90%以下の状態で、常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>カ 第 556 号告示第 8 号(6)の「膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。</p> <p>キ 第 556 号告示第 8 号(7)の「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ク 第 556 号告示第 8 号(8)の「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第 3 度以上に該当し、かつ、</p>

改正後	現 行
<p>当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。</p> <p>第1度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)</p> <p>第2度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)</p> <p>第3度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある</p> <p>第4度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している</p> <p>ケ 第556号告示第8号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>⑳ 送迎加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合は対象とならないこと。</p> <p>(二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。</p> <p>㉑ 日中活動支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の13の日中活動支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型</p>	<p>当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。</p> <p>第1度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない)</p> <p>第2度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)</p> <p>第3度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある</p> <p>第4度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している</p> <p>ケ 第556号告示第8号(9)の「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>㉒ 送迎加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合は対象とならないこと。</p> <p>(二) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。</p> <p>㉑ 日中活動支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の13の日中活動支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型</p>

改正後	現 行
<p>特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、(二)により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。</p> <p>(二) 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。</p> <p>ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者(以下この④において「保育士等」という。)が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。</p> <p>ウ 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等</p>	<p>特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、(二)により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。</p> <p>(二) 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。</p> <p>ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者(以下この④において「保育士等」という。)が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。</p> <p>ウ 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等</p>

改正後	現行
<p>からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。</p> <p><u>㊸ 医療型短期入所受入前支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第7の13の2のイの医療型短期入所受入前支援加算(I)については、当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問し、医療的ケア児(者)の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児(者)の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握(以下「利用前支援」という。)を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該医療的ケア児(者)とその家族等及び指定短期入所事業所等の職員と共有した場合に算定する。</u></p> <p><u>また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、同一短期入所事業所においては1度限りの算定とするが、</u></p>	<p>からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>当該事業所を1年以上利用していない場合にはその限りではない。</u></p> <p><u>報酬告示第7の13の2のロの医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)については、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、当該医療的ケア児(者)の個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児(者)又はその家族に同意を得ること。</u></p> <p>⑳ <u>集中的支援加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第7の13の3のイの集中的支援加算(Ⅰ)については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定短期入所事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援(以下この⑳において「集中的支援」という。)を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の取扱いについては、「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務取扱い等について」を参照すること。</u></p> <p><u>ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</u></p> <p><u>イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定短期入所事業所のアセスメントを行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 広域的支援人材と指定短期入所事業所の従業員が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下②⑥において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。</u></p> <p><u>なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと</u></p> <p><u>(ウ) 指定短期入所事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること</u></p> <p><u>(エ) 指定短期入所事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること</u></p> <p><u>(オ) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること</u></p> <p><u>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>オ 指定短期入所事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p><u>(二) ロの集中的支援加算(Ⅱ)については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。</u></p> <p><u>また、本加算を算定可能な指定短期入所事業所の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</u></p> <p><u>ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。</u></p> <p><u>イ 指定短期入所事業所における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 広域的支援人材の支援を受けながら、㊸の(イ)のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（I）の算定が可能であること。</u></p> <p><u>(イ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。</u></p> <p><u>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又</u></p>	

改正後

はその家族に説明し、同意を得ること。

㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(一)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

(一) 第二の2の(2)の①の(一)のアに規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I類型)

イ 最重度の知的障害のある者(II類型)

(二) 行動関連項目合計点数が10点以上である者(III類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」にいて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれ)

現 行

㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(一)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

(一) 第二の2の(2)の①の(一)のアに規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I類型)

イ 最重度の知的障害のある者(II類型)

(二) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者(III類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」にいて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれ)

改正後		現行	
	<p>れかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p>		<p>れかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p>
II類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>④ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p>	II類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>④ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p>

改正後		現行	
	⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定		⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
Ⅲ類型	① 区分6 の「行動援護」対象者 ② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 ③ 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定	Ⅲ類型	① 区分6 の「行動援護」対象者 ② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 ③ 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定
<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について</p> <p>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</p> <p>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p>		<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について</p> <p>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</p> <p>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p>	
<p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑫</p>		<p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬</p>	

改正後	現行
<p>の(一)の規定を準用する。</p> <p>④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬の(五)の規定を準用する。</p> <p>(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑪の(六)の規定を準用する。</p> <p>(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑤ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>⑦ 有資格者支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第8の2の有資格者支援加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした</u></p>	<p>の(一)の規定を準用する。</p> <p>④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑰の(五)の規定を準用する。</p> <p>(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑦の(六)の規定を準用する。</p> <p>(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑤ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に算定する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。</u></p> <p><u>なお、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求め</u> <u>るものではないことに留意すること。</u></p> <p>⑧ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の3</u>の初回加算については、2の(1)の⑰の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の4</u>の医療連携体制加算については、2の(7)の⑱の規定(五を除く。)を準用する。</p> <p>⑩ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の5</u>の送迎加算については、2の(7)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑪ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の6</u>の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑳の規定を準用する。</p> <p>⑫ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の7</u>の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑬ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の8</u>の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑭ <u>外部連携支援加算の取扱いについて</u></p>	<p>⑦ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の2</u>の初回加算については、2の(1)の⑱の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑧ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の3</u>の医療連携体制加算については、2の(7)の⑱の規定(五を除く。)を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の4</u>の送迎加算については、2の(7)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑩ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の5</u>の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の6</u>の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑫ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の7</u>の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>報酬告示第8の2の9の外部連携支援加算については、重度障害者等包括支援事業所が第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合において、重度障害者等包括支援事業所が当該委託を受けた事業者の担当者を招集して、関係者が連携した支援を行うための会議等を開催し、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受けた場合に加算するのである。なお、会議等の出席者、開催日時、その内容の要旨、連携した支援や重度障害者等包括支援計画に反映させるべき内容を記録しておくこと。</u></p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>① 施設入所支援の対象者について</p> <p>施設入所支援については、次の(一)から(丙)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上</p> <p>(三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が</p>	<p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>① 施設入所支援の対象者について</p> <p>施設入所支援については、次の(一)から(丙)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上</p> <p>(三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が</p>

改正後	現 行
<p>認められた者に限る。)を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>(四) 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。)に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者</p> <p>(五) 区分3以下(50歳未満の利用者である場合は区分2以下)であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者</p> <p>(六) 第556号告示第5号に規定する者</p> <p>② 施設入所支援サービス費の区分について</p> <p>施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び施設の定員規模に応じ、算定する。</p> <p>なお、①の(三)又は(四)に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が3以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。</p> <p>③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について</p>	<p>認められた者に限る。)を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>(四) 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。)に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者</p> <p>(五) 区分3以下(50歳未満の利用者である場合は区分2以下)であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者</p> <p>(六) 第556号告示第5号に規定する者</p> <p>② 施設入所支援サービス費の区分について</p> <p>施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び施設の定員規模に応じ、算定する。</p> <p>なお、①の(三)又は(四)に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が3以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。</p> <p>③ 施設入所支援サービス費の栄養士の配置について</p>

改正後	現行
<p>施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。</p> <p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。</p> <p>(一) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上</p> <p>(二) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上</p> <p>(三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p><u>なお、利用者の動向を検知できる見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。）を、当該障害者支援施設等の利用者の数の100分の15以上の数配置している場合には、夜勤を行う職員として生活支援員の員数は以</u></p>	<p>施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(<u>昭和60年法律第88号</u>)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。</p> <p>④ 夜勤職員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の2の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。</p> <p>(一) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤2人以上</p> <p>(二) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合 夜勤3人以上</p> <p>(三) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>

改正後	現行
<p><u>下の四から六とおりとすることができる。</u></p> <p><u>四 前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合</u> <u>夜勤 1.9 人以上</u></p> <p><u>五 前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合</u> <u>夜勤 2.9 人以上</u></p> <p><u>六 前年度の利用者の数の平均値が 61 人以上の場合</u> <u>夜勤 3.9 人に、前年度の利用者の数の平均値が 100 を超えて 40</u> <u>又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</u></p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 9 の 3 のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、 昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が 1 日を通じて適切 に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置 に加えて、常勤換算方法で 1 人以上の従業者を確保した場合に、 指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置してい る場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る 全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第 9 の 3 の注 1 中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の 間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、 いずれか 1 つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、 「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、 経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。</p> <p>(二) 報酬告示第 9 の 3 のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、</p>	<p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 9 の 3 のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、 昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が 1 日を通じて適切 に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置 に加えて、常勤換算方法で 1 人以上の従業者を確保した場合に、 指定障害者支援施設等ごと(サービス提供単位を複数設置してい る場合にあつては当該サービス提供単位ごと)に生活介護に係る 全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第 9 の 3 の注 1 中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされ る者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目(当分の 間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。)中、 いずれか 1 つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、 「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、 経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者とする。</p> <p>(二) 報酬告示第 9 の 3 のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、</p>

改正後	現 行
<p><u>次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定障害者支援施設等を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。</u></p> <p><u>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者（以下この⑤において「実践研修修了者」という。）であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者（以下この⑤において「基礎研修修了者」という。）であること。</u></p> <p><u>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、非常勤職員についても員数に含めること。</u></p>	<p><u>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしております、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</u></p> <p><u>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</u></p> <p><u>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</u></p> <p><u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u></p> <p><u>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。</u></p> <p><u>カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。</u></p> <p><u>キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。</u></p> <p><u>(7) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。</u></p> <p><u>(イ) (7)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。</u></p> <p><u>(三) 注4については、中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下⑤において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び</u></p>	<p><u>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」第3号のハの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</u></p> <p><u>(三) 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに500単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p><u>四) 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、かつ、区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定障害者支援施設等を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。</u></p> <p><u>この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、この中核的人材の配置については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。</u></p> <p><u>(四) 注5及び注6については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p><u>なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とする。</u></p> <p><u>(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算</u></p>	

改正後	現行
<p><u>定する。</u></p> <p><u>なお、重度障害者支援加算（Ⅱ）の対象者については、この加算を算定することができない。</u></p> <p><u>ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。</u></p> <p><u>イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち20%以上が、基礎研修修了者であること。</u></p> <p><u>エ (二)のエからキの規定を準用する。</u></p> <p><u>（六）注9及び注10については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p><u>なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの</u></p>	

改正後	現行
<p><u>算定とする。</u></p> <p>⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて 報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1 <u>を超えて</u>配置する体制を確保している場合に、<u>1を超えて配置した人数に応じて</u>昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。</p> <p>なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。</p> <p>⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 <u>(I)及び(II)</u>については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の <u>100分の50又は</u> 100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。</p> <p><u>⑧ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p>	<p>⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて 報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1 <u>以上</u>配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。</p> <p>なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。</p> <p>⑦ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第9の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の(一)<u>及び(三)</u>の規定を準用する。</p> <p>また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>報酬告示第9の4の3の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>⑨ 入所時特別支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>(一) 入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算することとする。</p> <p>(二) 入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。</p> <p>(三) 初期加算に係る2の(6)の⑧の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。</p> <p>⑩ 入院・外泊時加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の6の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 9日を超える入院にあつては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情(利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は</p>	<p>⑧ 入所時特別支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の5の入所時特別支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>(一) 入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、1日につき30単位を加算することとする。</p> <p>(二) 入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算に相当する加算である。</p> <p>(三) 初期加算に係る2の(6)の⑦の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。</p> <p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の6の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 9日を超える入院にあつては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情(利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は</p>

改正後	現 行
<p>外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にある場合は、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>(五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあつては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。</p> <p>(六) 当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p> <p>⑪ 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第9の7の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害</p>	<p>外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にある場合は、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>(五) 指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあつては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。</p> <p>(六) 当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p> <p>⑩ 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第9の7の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害</p>

改正後	現行
<p>者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。</p> <p>また、報酬告示第9の7の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、7の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、7の(1)を算定する。</p> <p>また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p> <p>⑫ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>地域移行促進</u>加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の8の2の<u>イの地域移行促進加算(I)</u>については、<u>市町村により</u>地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していること</u>を都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。</p> <p>また、報酬告示第9の7の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、7の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、7の(1)を算定する。</p> <p>また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p> <p>⑪ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p>⑫ <u>体験宿泊支援</u>加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の8の2の<u>体験宿泊支援加算</u>については、<u>運営規程に</u>、地域生活支援拠点等に位置づけられていること<u>が規定されているものとして</u>都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>

改正後	現 行
<p>る。</p> <p><u>ア</u> 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。</p> <p><u>(7)</u> 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p><u>(4)</u> 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p><u>(9)</u> 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助</p> <p><u>イ</u> <u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第 1 の 5 の<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>の算定期間中であっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p> <p><u>ウ</u> <u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p>	<p><u>(二)</u> 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。</p> <p><u>ア</u> 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p><u>イ</u> 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p><u>ウ</u> 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助</p> <p><u>(三)</u> <u>体験宿泊支援加算</u>については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。<u>地域相談支援報酬告示</u>。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第 1 の 5 の<u>体験宿泊加算</u>を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。<u>体験宿泊支援加算</u>の算定期間中であっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p> <p><u>(三)</u> <u>体験宿泊支援加算</u>を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。</p>

改正後	現行
<p><u>しているものは除く）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加</u> ・ <u>現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学</u> ・ <u>買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験</u> <p>⑭ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（一）地域生活移行個別支援特別加算（I）</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）が整えられていること。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）等を退所した障害者</p>	<p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（一）地域生活移行個別支援特別加算（I）</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）が整えられていること。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）等を退所した障害者</p>

改正後	現行
<p>の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下この(9)において「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「<u>生活困窮者自立相談支援事業等の実施について</u>」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)における「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うもの</p>	<p>の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下この(9)において「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「<u>セーフティネット支援対策等事業の実施について</u>」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うもの</p>

改正後	現 行
<p>とする。</p> <p>(ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成</p> <p>(イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>(ウ) 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>(エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>(オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応</p> <p>(カ) その他必要な支援</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものである</p>	<p>とする。</p> <p>(ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成</p> <p>(イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>(ウ) 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>(エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>(オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応</p> <p>(カ) その他必要な支援</p> <p>⑭ 栄養マネジメント加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものである</p>

改正後	現 行
<p>こと。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること(以下「栄養スクリーニング」という。)</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメン</p>	<p>こと。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること(以下「栄養スクリーニング」という。)</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること(以下「栄養アセスメント」という。)</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメン</p>

改正後	現 行
<p>トを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 入所者ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 指定障害者支援施設基準第17条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>六 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同</p>	<p>トを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題(栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 入所者ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 指定障害者支援施設基準第17条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>六 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同</p>

改正後	現行
<p>意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑩ 経口移行加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとする。</p> <p>ア 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとする。共同して経口移行計画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口</p>	<p>意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑮ 経口移行加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとする。</p> <p>ア 現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとする。共同して経口移行計画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>イ 当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口</p>

改正後	現行
<p>移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して 180 日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>ウ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180 日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね 2 週間ごとに受けるものとする。</p> <p>(二) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じることから、次のアからエまでについて確認した上で実施すること。</p> <p>ア 全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。)</p> <p>イ 刺激しなくても覚醒を保っていられること。</p> <p>ウ 嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。)</p> <p>エ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。</p> <p>(三) 経口移行加算を 180 日間にわたり算定した後、経口摂取に移行</p>	<p>移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して 180 日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>ウ 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180 日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。ただし、この場合において、医師の指示は概ね 2 週間ごとに受けるものとする。</p> <p>(二) 経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じることから、次のアからエまでについて確認した上で実施すること。</p> <p>ア 全身状態が安定していること(血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。)</p> <p>イ 刺激しなくても覚醒を保っていられること。</p> <p>ウ 嚥下反射が見られること(唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。)</p> <p>エ 咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。</p> <p>(三) 経口移行加算を 180 日間にわたり算定した後、経口摂取に移行</p>

改正後	現行
<p>できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとする。</p> <p>⑰ 経口維持加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(I)については、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>ア 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を有し、水飲みテスト(「氷碎片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部聴診法、造影撮影(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)、内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合</p>	<p>できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとする。</p> <p>⑰ 経口維持加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(I)については、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする。</p> <p>ア 現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害(食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。)を有し、水飲みテスト(「氷碎片飲み込み検査」、「食物テスト(food test)」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。)、頸部聴診法、造影撮影(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)、内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。以下同じ。)等により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。)ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合</p>

改正後	現行
<p>に限る(以下同じ。)</p> <p>イ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。共同して経口維持計画を作成するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ウ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(I)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とす</p>	<p>に限る(以下同じ。)</p> <p>イ 月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること(栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。)。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとする。共同して経口維持計画を作成するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ウ 当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(I)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とす</p>

改正後	現 行
<p>るが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを越えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね1月ごとに受けるものとする。</p> <p>(二) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。</p> <p>(三) 経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。また、会議は、テ</p>	<p>るが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月以内の期間に限るものとし、それを越えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。</p> <p>エ 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあつては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね1月ごとに受けるものとする。</p> <p>(二) 報酬告示第9の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。</p> <p>(三) 経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。また、会議は、テ</p>

改正後	現行
<p>レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(四) 食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制をとること。</p> <p>⑱ 口腔衛生管理体制加算について</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の2の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>(二) 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題</p> <p>イ 当該施設における目標</p> <p>ウ 具体的方策</p> <p>エ 留意事項</p> <p>オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況</p> <p>カ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)</p>	<p>レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(四) 食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制をとること。</p> <p>⑰ 口腔衛生管理体制加算について</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の2の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>(二) 「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題</p> <p>イ 当該施設における目標</p> <p>ウ 具体的方策</p> <p>エ 留意事項</p> <p>オ 当該施設と歯科医療機関との連携状況</p> <p>カ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。)</p>

改正後	現 行
<p>キ その他必要と思われる事項</p> <p>(三) 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p> <p>(四) 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診(健診)を実施することが望ましい。</p> <p><u>19</u> 口腔衛生管理加算について</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の3の口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。</p> <p>(二) 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合には、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。</p> <p>(三) 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべ</p>	<p>キ その他必要と思われる事項</p> <p>(三) 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p> <p>(四) 入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診(健診)を実施することが望ましい。</p> <p><u>18</u> 口腔衛生管理加算について</p> <p>(一) 報酬告示第9の12の3の口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。</p> <p>(二) 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合には、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。</p> <p>(三) 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべ</p>

改正後	現行
<p>き事項とする。)、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録(以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。</p> <p>(四) 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。</p> <p>(五) 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。</p> <p>㊦ 療養食加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成21年厚生労働省告示第177号)に示された療養食が提供された場合に算定</p>	<p>き事項とする。)、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録(以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。</p> <p>(四) 当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。</p> <p>(五) 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。</p> <p>㊥ 療養食加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第9の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成21年厚生労働省告示第177号)に示された療養食が提供された場合に算定</p>

改正後	現行
<p>すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。</p> <p>(二) 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。</p> <p>(三) 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>(四) 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量 6.0g 未満の減塩食をいうこと。</p> <p>(五) 肝臓病食について 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。)等をいうこと。</p> <p>(六) 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、ク</p>	<p>すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。</p> <p>(二) 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。</p> <p>(三) 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>(四) 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量 6.0g 未満の減塩食をいうこと。</p> <p>(五) 肝臓病食について 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食(胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。)等をいうこと。</p> <p>(六) 胃潰瘍食について 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、ク</p>

改正後	現行
<p>ローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(七) 貧血食の対象となる入所者等について 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。</p> <p>(八) 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMI (Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p> <p>(九) 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(十) 脂質異常症食の対象となる入所者等について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl 以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl 以上である者であること。</p> <p><u>㊴ 地域移行支援体制加算について</u> <u>報酬告示第9の13の2の地域移行支援体制加算については、以下</u></p>	<p>ローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(七) 貧血食の対象となる入所者等について 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。</p> <p>(八) 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMI (Body Mass Index)が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p> <p>(九) 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(十) 脂質異常症食の対象となる入所者等について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl 以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl 未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl 以上である者であること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>のア及びイの基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。）の人数に応じて加算するものであること。</u></p> <p><u>ア 前年度（4月から3月の間のことをいう。以下同じ。）において、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者（指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。）がいること。</u></p> <p><u>なお、前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。</u></p> <p><u>イ 前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。</u></p> <p><u>② 通院支援加算について</u></p> <p><u>報酬告示第9の13の3の通院支援加算については、入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。</u></p> <p><u>なお、指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。</u></p> <p><u>③ 集中的支援加算について</u></p> <p><u>（一） 報酬告示第9の13の4のイの集中的支援加算（I）について</u></p>	<p></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>は、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定障害者支援施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援(以下この㉓において「集中的支援」という。)を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手續等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手續等について」を参照すること。</u></p> <p><u>ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</u></p> <p><u>イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定障害者支援施設のアセスメントを行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画(以下㉔において「集中的支援実施計画」という。)を作成すること。</u></p> <p><u>なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと</u></p> <p><u>(ウ) 指定障害者支援施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること</u></p> <p><u>(エ) 指定障害者支援施設が、広域的支援人材の訪問(オンラ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>イン等の活用を含む。)を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること</u></p> <p><u>(オ) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること</u></p> <p><u>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>オ 指定障害者支援施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p><u>(二) ロの集中的支援加算(Ⅱ)については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。</u></p> <p><u>なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。</u></p> <p><u>また、本加算を算定可能な指定障害者支援施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</u></p> <p><u>ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況</u></p>	

改正後	現行
<p><u>や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。</u></p> <p><u>イ 指定障害者支援施設における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 広域的支援人材の支援を受けながら、㉓の(一)のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。</u></p> <p><u>(イ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。</u></p> <p><u>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p><u>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p> <p><u>㉔ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第9の13の5のイの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、障害者支援施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。</u></p> <p><u>(二) 障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号 A234-2 に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号 A000 に掲げる初診料の注 11 及び再診料の注 15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。</u></p> <p><u>(三) 障害者支援施設は、施設入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。また、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p><u>なお、令和 6 年 9 月 30 日までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携することでも差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(四) 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい</u></p>	

改正後	現行
<p><u>感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。</u></p> <p>②⑤ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</u></p> <p>（一）<u>報酬告示第9の13の5のロの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。</u></p> <p>（二）<u>実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。</u></p> <p>②⑥ <u>新興感染症等施設療養加算について</u></p> <p>（一）<u>報酬告示第9の13の6の新興感染症等施設療養加算は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害者の療養を施設内で行うことを評価するものである。</u></p> <p>（二）<u>対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。</u></p> <p>（三）<u>適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p><u>マニュアル（入所系マニュアル）」を参考とすること。</u></p> <p>㉗ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利</p>	<p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第9の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利</p>

改正後	現行
<p>用者に対し、<u>歩行訓練士（以下のアからウまでに規定する研修等を修了した者をいう。）</u>が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成 10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）</p> <p>イ <u>国の委託に基づき実施される</u>視覚障害生活訓練指導員研修（<u>国の委託に基づき社会福祉法人日本ライトハウスが実施していた同等の内容の研修を含む。</u>）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>ウ その他、上記に準じて実施される視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修</p> <p>（四）共生型機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、<u>指定障害福祉サービス基準第 162 条の 3 に規定する指定通所リハビリテーション事業所</u>若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事</p>	<p>用者に対し、<u>以下の研修等を受講した者</u>が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成 10 年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）</p> <p>イ <u>「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成 13 年 3 月 30 日付け障発第 141 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している</u>視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ <u>廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成 6 年 7 月 27 日付け社援更第 192 号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</u></p> <p>エ <u>廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和 47 年 7 月 6 日付け社更第 107 号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</u></p> <p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修</p> <p>（四）共生型機能訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護</p>

改正後	現行
<p>業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(五) 共生型自立訓練(機能訓練)事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(六) 基準該当機能訓練サービス費については、利用者を介護保険法による指定通所介護事業所、<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>若しくは指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は<u>指定障害福祉サービス基準第163条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所</u>に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p>	<p>予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p><u>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u> <u>イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p>(五) 共生型自立訓練(機能訓練)事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(六) 基準該当機能訓練サービス費については、<u>次のいずれかに該当する</u>利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に通所させて、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p>

改正後	現 行
<p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、 2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ <u>ピアサポート実施加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第 10 の 1 の 3 のピアサポート実施加算については、 次のアからウまでのいずれにも該当する自立訓練（機能訓練）事 業所において、イの(ア)に掲げる者が、その経験に基づき、利用者 に対して、ピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支 援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算す る。</u></p> <p><u>ア 機能訓練サービス費（I）又は共生型機能訓練サービス費を 算定していること。</u></p> <p><u>イ 当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者として、都道府県 又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修 及び専門研修を修了した者（障害者ピアサポート研修修了者） をそれぞれ配置していること。</u></p> <p><u>(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以 下この③において「障害者等」という。）</u></p> <p><u>(イ) 当該自立訓練（機能訓練）の従業者</u></p> <p><u>ウ イの者により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に 対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われ ていること。</u></p>	<p><u>ア 50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの</u></p> <p><u>イ 50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、 2 の(5)の④の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p>(二) <u>研修の要件</u> <u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。</u></p> <p>(三) <u>障害者等の確認方法</u> <u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。</u></p> <p>ア <u>身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p>イ <u>知的障害者</u> (ア) <u>療育手帳</u> <u>(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p>ウ <u>精神障害者</u> <u>次のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)</u></p> <p>(ア) <u>精神障害者保健福祉手帳</u> (イ) <u>精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</u> (ウ) <u>精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p>(エ) <u>自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</u> (オ) <u>医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</u></p> <p>エ <u>難病等対象者</u> <u>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p>オ <u>その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p>四 <u>配置する従業者の職種等</u></p> <p>ア <u>障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含まれる。</u></p> <p>イ <u>(一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該自立訓練(機能訓練)事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。</u></p> <p>ウ <u>いずれの者の場合も、当該自立訓練(機能訓練)事業所と雇用契約関係(雇用形態は問わない)にあること。</u></p> <p>五 <u>ピアサポーターとしての支援について</u> <u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p>(六) 届出等</p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u></p> <p><u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p>⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。</p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p>